

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	大和ハウス工業株式会社			コード	1925
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	桑野 幸徳	社外取締役	○														○		有
2	関 美和	社外取締役	○														○		有
3	吉澤 和弘	社外取締役	○														○		有
4	伊藤 雄二郎	社外取締役	○														○		有
5	南部 智一	社外取締役	○														○		有
6	福本 ともみ	社外取締役	○														○		有
7	近藤 雄一郎	社外取締役	○														○		有
8	渡邊 明久	社外監査役	○														○		有
9	岸本 達司	社外監査役	○														○		有
10	丸山 隆司	社外監査役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		<社外取締役として選任している理由> 桑野幸徳氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を活かし、様々な視点からご意見・ご指摘をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきたこと、さらにBIMやDXの推進状況を執行側からも監督していただいたことから、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
2		<社外取締役として選任している理由> 関美和氏は、会社を起業した経験や外資系金融機関で支店長を務めた経験を有し、現在の投資ファンドのゼネラル・パートナーとしての経験等を通して培ったグローバルな高い知見を活かし、投資家視点だけでなく多様な視点からご意見・ご指摘をいただいたことから、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
3		<社外取締役として選任している理由> 吉澤和弘氏は、大手通信会社において代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく豊富な知見を活かし、当社グループの更なる情報技術の発展や持続的な成長のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
4		<社外取締役として選任している理由> 伊藤雄二郎氏は、大手金融機関において代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく豊富な知見を活かし、当社グループの更なるコーポレートガバナンス強化のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
5		<社外取締役として選任している理由> 南部智一氏は、大手総合商社において取締役副会長を務めており、その職歴に基づく豊富な知見を活かし、当社グループの海外事業及びDXの更なる推進とコーポレートガバナンス強化のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。

6	<p>&lt;社外取締役として選任している理由&gt;  福本ともみ氏は、大手飲料メーカーにおいてサステナビリティ部門等の幅広い経験及び同グループ会社での経営経験を有しており、その職歴に基づく豊富な知見を活かし、当社グループの持続的な企業価値の向上のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt;  当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
7	<p>&lt;社外取締役として選任している理由&gt;  近藤雄一郎氏は、大手証券会社において代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく金融市場や経営戦略に関する豊富な知見を活かし、当社グループの企業価値向上並びにコーポレートガバナンス強化のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt;  当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
8	<p>&lt;社外監査役として選任している理由&gt;  渡邊明久氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人での監査業務に携わり、財務会計の専門家としての豊富な経験を有することから、その職歴に基づく高い知見を活かした実効性の高い監査を期待し、社外監査役に選任しております。なお同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社が期待する社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt;  当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
9	<p>&lt;社外監査役として選任している理由&gt;  岸本達司氏は、長年にわたる弁護士としての経験を有することから、専門知識と企業法務に関する豊富な知見を持ち、法律専門家である社外監査役として当社取締役の職務執行の適法性監査並びに内部統制システムの改善に重要な役割を果たすことを期待し、社外監査役に選任しております。なお同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社が期待する社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt;  当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
10	<p>&lt;社外監査役として選任している理由&gt;  丸山隆司氏は、多様な事業を展開する企業グループにおいて、長年にわたる企業経営の経験を有しており、その職歴に基づいた豊富な知見を活かし、独立した立場から当社の経営全般に対する監査と有益な助言をいただくことを期待し、社外監査役に選任しております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt;  当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。</p>

#### 4. 補足説明

<p>&lt;社外役員の独立性判断基準&gt;  当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。</p> <p>① 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注1）</p> <p>② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者</p> <p>③ 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者</p> <p>④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者</p> <p>⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者</p> <p>⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者</p> <p>⑦ 当社グループから役員報酬以外に、多額（注4）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等</p> <p>⑧ 当社グループから多額（注4）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者</p> <p>⑨ 当社グループから多額（注4）の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者</p> <p>⑩ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者</p> <p>⑪ 上記②～⑩に過去3年間において該当していた者</p> <p>⑫ 上記①～⑩に該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族</p> <p>（注）</p> <p>1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者（社外役員を除く）をいう。</p> <p>2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。</p> <p>3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。</p> <p>4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。</p> <p>5. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。